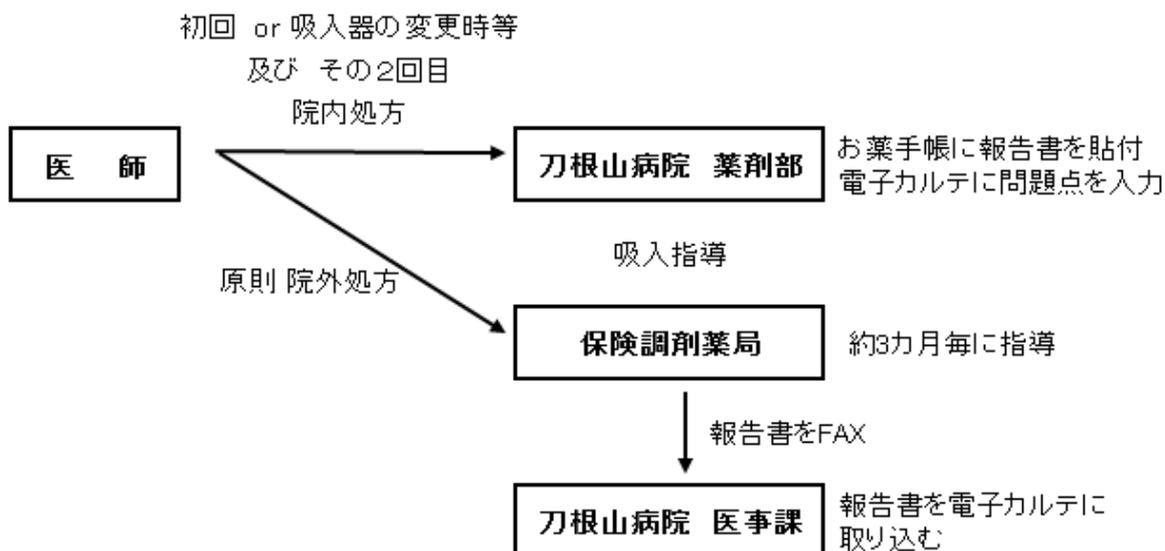


【吸入指導概要】



【院外薬局での吸入指導の流れ】

- ① 吸入指導の際は、医師が「吸入指導疾患名」を入力しているのので、それに基づいた指導を実施する。
- ② 3回目以降の吸入指導の場合は、刀根山病院薬剤部で指導をしているケースがあるので、吸入指導前に患者様のお薬手帳をチェックし、刀根山病院薬剤部での指導内容を確認する。
- ③ 指導後は、患者様が持参した吸入指導チェック報告書に指導内容を記載し、刀根山病院 医事課まで FAX (06-6857-9211) する。患者様からの提出がない場合は、刀根山病院のホームページから報告書をプリントアウトして FAX する。
- ④ 特に「吸入指導」のコメントがなくても、吸入薬が処方されている患者様は3カ月に1回程度は報告書を FAX する。吸入器の変更時や何か特記事項があった場合は、3カ月経っていなくとも吸入指導を実施し FAX で報告する。

【医師の処方入力（吸入指導依頼）】

- ① 外来の吸入処方原則院外処方であるが、初回あるいは、吸入器使用法の理解が不十分な場合のみ院内処方でも可能とする。吸入指導を依頼する場合は、院内院外に関わらず、処方時に「処方コメント 10 吸入指導疾患名」より疾患名を選択する。選択肢にない疾患の場合は「処方コメント 10 吸入指導疾患名」より＜吸入指導＞のコメントを選択しフリー入力欄に疾患名を入力する。さらに吸入補助具エアロチャンバー^R（院内売店にて購入可能）を使用しての吸入指導を依頼する場合は「処方コメント 1 用途指示」より＜エアロチャンバー使用＞のコメントを選択する。

- ② 院外薬局に指導を依頼する場合は、診察医は吸入指導チェック報告書を処方せんに添えて患者様に渡す。(報告書は各診察室においてあるが、電子カルテの文書作成から印刷することも可能)
- ③ 院内薬剤部に指導を依頼する場合は、吸入指導時の実薬吸入の取扱いについて処方時に「処方コメント 11 院内吸入指導」より下記のいずれかを選択し、詳細指示を行なう。
 - ・朝吸入分として吸入
 - ・昼吸入分として吸入
 - ・夕吸入分として吸入
 - ・指導のための追加吸入(朝・夕など定期分以外の追加分として、実薬を用いて吸入指導)
 - ・デモ器で吸入指導(薬剤は明日以後に開始するため、処方日はデモ器で吸入指導、あるいは院内にない薬剤のためデモ器で指導)
 - 実薬を利用するという利点が失われた指導となるため、院外薬局での指導も考慮する
- ④ 1回目に院内で吸入指導をおこなった患者様については2回目の吸入指導も院内でおこない実際の吸入手技を確認する。3回目以降の吸入指導は原則院外薬局で行うこととする。2回目の吸入指導に問題多き患者様については、3回目以降の数回、院内薬剤部にて吸入指導をおこなうことは可能であるが、吸入可能と薬剤部より連絡をうければ速やかに院外処方に変更する。
- ⑤ 吸入器の変更があった場合は、初回と同様の運用とする。
- ⑥ 院内で採用の無い薬剤に関しては吸入器の種類によって薬剤部で対応が異なるため、吸入指導を依頼する場合は、薬剤部に対応可能か相談する。
- ⑦ 吸入指導は時間内のみの対応とする。(時間外は薬剤師1人勤務のため)

【刀根山病院 薬剤部での吸入指導】

- ① 外来の吸入処方は原則院外処方であるが、初回と2回目、吸入器の変更時に医師からの依頼があった際は、院内処方にて院内薬剤部で吸入指導を実施する。
- ② 1回目、2回目の吸入指導に問題多き患者様については、例外的に3回目以降の数回、医師からの依頼があった際は院内薬剤部にて吸入指導をおこなう。
- ③ 吸入指導の際は、「吸入指導疾患名」や「院内吸入指導指示」のコメントを参照して、患者様へ吸入指導を実施する。
- ④ 薬剤部で吸入指導した場合は、指導内容を吸入指導報告書(お薬手帳添付用)に記載してお薬手帳に貼付する。また、電子カルテにも指導内容の記録を残す。
- ⑤ 院内で採用の無い薬剤に関しては、デモ器で対応可能なものはデモ器で指導し、デモ器がない場合は紙面での説明とする。吸入器の種類によって対応が異なるため、依頼がある場合は医師から薬剤部に対応可能か事前の相談がある。
- ⑥ 吸入器の変更があった場合は、初回と同様の運用とする。